

青教指第226号
令和3年6月21日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会
教育長 岡田芳典
(公印省略)

2回目のまん延防止等重点措置に伴う教育活動の在り方について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策では、感染症防止に向けた取組の徹底を推進していただき、深く感謝申し上げます。

報道であるとおり、国は、都に対して3度目の緊急事態宣言が6月20日（日）をもって解除し、6月21日（月）からは、23区と檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の各市町を対象区域として、まん延防止等重点措置へ移行するとのことです。

つきましては、本市のまん延防止等重点措置期間の教育活動の在り方を、4月14日に改訂したガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン）にもとづくこと、また、下記の点については、特に保護者等に説明し、適切に実施していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に変わるものの、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。これからの季節は、ますます気温が上がり熱中症への配慮も加わることとなります。マスクをつけての教育活動等では、今まで以上に注意することが多く、学校には大変不便をかけるところではありますが、引き続き、児童・生徒へのご指導についてよろしく申し上げます。

本通知における対応策は、現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予めご承知おきください。

記

1 主な教育活動についての考え方

(1) 学校行事について

実施方法については、感染対策を講じた上で、各学校で判断する。

(2) 修学旅行、移動教室（日光、富士、御岳）、社会科見学、校外学習等について

- ・ 旅行先が、まん延防止等重点措置の対象地域の場合、現地の情報を確実に聞き取り、学校が安全を確認した上で、各学校で判断する。

(3) 部活動などについて

- ・ ガイドラインによる。

【注意事項】

- ・ プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・ 部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

(4) その他

ア 運動時のマスク着用

これからますます暑くなることを踏まえ、運動時のマスクの着用については、十分に注意を払う必要がある。以下、文部科学省からの通知文の一部を記載することから、下記の内容を踏まえ、体育の授業及び運動部の部活動等の実施の際に参考にすること。

【注意事項】

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【出典】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

- イ 市教育委員会として、教育活動等を中止および延期の判断をするとき感染状況が拡大し、市教育委員会として上記の教育活動の実施が困難であると判断した場合は、中止および延期にすることがある。ただし、中止の判断をした場合は、市教育委員会から保護者宛に中止の理由を示した手紙を配布する。

【連絡先】 青梅市教育委員会指導室

